

○財務省告示第二百二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年七月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号

利付国庫債券（十年）（第三百二十六回、第三百二十九回、第三百三十二回、第三百三十三回、第三百三十四回、第三百三十八回及び第三百四十三回）、利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第五十九回、第六十四回、第六十五回、第八十二回、第九十回、第九十四回、第九十五回、第九十六回、第九十九回、第一百回、第一百一回、第一百二回、第一百四回、第一百五回、第一百七回、第二百二十五回、第二百二十八回、第三百十回及び第三百三十一回）及び利付国庫債券（三十年）（第五回、第六回及び第八回）（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項）社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。

二 発行の根拠

法律及びそ

三 振替法の適用

の条項及びその

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回六)	○・七%	十年平 日十成 二月二十四	百六億円
利付国庫債券 (第十三年回九)	○・八%	日年平 日十成 六月二十五	百四十億円
利付国庫債券 (第十三年回二)	○・六%	十年平 日十成 二月二十五	二千三百七十 億円
利付国庫債券 (第十三年回三)	○・六%	日年平 日十成 六月二十六	二百二十二億 円
利付国庫債券 (第十三年回四)	○・六%	日年平 日十成 六月二十六	二十二億円
利付国庫債券 (第十三年回八)	○・四%	日年平 日十成 三月二十七	六十一億円
利付国庫債券 (第十三年回三)	○・一%	日年平 日十成 六月二十八	四十二億円
利付国庫債券 (第十五年回二)	一・九%	日年平 日十成 九月二十四	一億円
利付国庫債券 (第十五年回九)	一・七%	十年平 日十成 二月二十四	三億円
利付国庫債券 (第十六年回四)	一・九%	日年平 日十成 九月二十五	九百八億円

（（利 第二付 百十国 五年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 四年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 二年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 一年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 回年庫 ））債 券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 九）債 回）券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 六）債 回）券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回）券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回）券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十国 十年庫 二）債 回）券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回）券）
二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %
九平 月成 二四 十日 年	六平 月成 二四 十日 年	六平 月成 二四 十日 年	三平 月成 二四 十日 年	三平 月成 二四 十日 年	十年平 日十成 二三月 二十九	日年平 日年平 六成 月三 二十九	日年平 日年平 六成 月三 二十九	日年平 日年平 三成 月三 二十九	日年平 日年平 九成 月三 二十八	日年平 日年平 九成 月三 二十七	十年平 日十成 二三月 二十五
二十 億 円	十八 億 円	二十六 億 円	一億 円	三億 円	二百 八億 円	一億 円	億八 円百 四十 一	億四 円百 八十 六	億三 円百 二十 三	一億 円	九億 円

（（利 第三付 八十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 六十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 回第二 ）百十 ）三 十） 一） 債 券	（（利 第二付 百十国 三）年 十）庫 回）債 券	（（利 回第二 ）百十 ）二） 十） 八） 債 券	（（利 回第二 ）百十 ）二） 十） 五） 債 券	（（利 第二付 百十国 七）年 回）庫 ）債 券
一 ・ 八 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %
十年平 二十成 日一四 月十二 四	十年平 日十成 一四 月十二 三	日年平 五成 月四 二十三	日年平 九成 月四 二十三	日年平 九成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十二
百 三 億 円	七 十 七 億 円	五 億 円	五 十 九 億 円	億三 百五 十六	三 十 一 億 円	十 六 億 円	百 六 億 円